明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）

独立行政法人国立印刷局

目　次

〔告　示〕
○史跡に指定する件（文部科学一六八）　一
○名勝に指定する件（同一六九）　三
○天然記念物に指定する件（同一七〇）　八
○特別史跡に地域を追加して指定する件（同一七一）　九
○史跡に地域を追加して指定し、名称を改める件（同一七二）
○史跡に地域を追加して指定する件（同一七三）　一四
○史跡及び名勝に地域を追加して指定する件（同一七四）　一八
○名勝に地域を追加して指定し、名称を改める件（同一七五）
○名勝に地域を追加して指定する件（同一七六）　一九
○天然記念物に地域を追加して指定する件（同一七七）
○記念物を登録記念物に登録する件（同一七八）
○文化的景観を重要文化的景観として選定する件（同一七九）　二〇
〔公　告〕
諸事項
裁判所
除権決定、破産、免責、再生関係　二〇
特殊法人等
税理士登録者、弁理士登録、厚生年金基金解散・清算人就任関係　二六
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　三五
会社その他　四一
会社決算公告

告　示

○文部科学省告示第百六十八号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表に掲げる記念物を史跡に指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十七年十月七日　文部科学大臣　下村　博文

名称	所在地	地域
旧新町紡績所	群馬県高崎市新町字戸崎	二三三〇番二四のうち実測一〇五八九・〇二平方メートル 備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を群馬県教育委員会及び高崎市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。
耳取遺跡	新潟県見附市熱田町字岩沢	八二一番、八二二番、八二三番、八二四番、八二六番、八二七番一、八二七番三、八二七番子、八二九番、八三〇番、八三一番、八三二番、八三三番、八三四番、八三五番、八三六番、八三七番、八三七番一、八三七番二、八三七番三、八三七番四、八三七番五、八三七番六、八三八番、八三九番、八三九番一、八三九番二、八四〇番一、八四〇番二、八四〇番三、八四一番一、八四一番二、八四二番一、八四二番二、八四二番三、八四二番四、八四六番一、八四六番二、八四七番、八四八番一、八四八番二、八四八番三、八四八番四、八四九番一、八四九番二、八五〇番、八五〇番子、八五一番、八五二番、八五三番、八五四番、八五五番一、八五五番二、八五五番三、八五五番四、八五五番五、八五六番一、八五六番二、八五六番三、八五六番四、八五七番、八五八番一、八五八番二、八五八番三、八五九番一、八五九番二、八五九番三、八五九番四、八五九番五、八六〇番二、八六〇番三、八六〇番四、八六〇番五、八六〇番六、八六〇番七、八六〇番八、八六〇番子、八六一番、八六二番、八六三番、八六四番、八六六番、八六七番、八七〇番一、八七〇番二、八七一番、八七三番一、八七三番二、八七三番三、八七三番四、八七三番五、八七四番、八七五番、八七七番、八七八番、八七九番、八八〇番のうち実測二五三・〇〇平方メートル、八八一番一、八八一番二、八八一番四
	同　名木野町字岩沢	五三八四番のうち実測五三・六八平方メートル 右の地域に介在する道路敷、新潟県見附市熱田町字岩沢八四〇番二と同八四一番一に挟まれ同八四二番一と同八五三番に挟まれるまでの道路敷、同八二六番と同八五六番四に挟まれ同八二一番と同八五八番三に挟まれるまでの道路敷、同八二〇番と同八六〇番二に挟まれ同八四六番一と同八七八番に挟まれるまでの道路敷、同八六〇番子と同八六一番に挟まれ同八六四番と同八六五番に挟まれるまでの道路敷、同八五九番一と同八六〇番二に挟まれ同八七三番三と同八六六番に挟まれるまでの道路敷を含む。 備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を新潟県教育委員会及び見附市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。
加越国境城跡群及び道　切山城跡	切山城跡　石川県金沢市宮野町レ	六六番、七五番
松根城跡	同　宮野町四字	一六番、一七番、一八番、二五番、二六番